

市川市公共施設使用料 市民等・市民等以外 審査基準

- 1 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合は、営利を目的とする事業を行うものとする（該当する場合は、市民等以外の料金とする。）。
 - (1) 個人 使用の許可等を受ける者が金銭等を徴収し、事業を行う場合
（例 塾、ダンス等）
 - (2) 団体 使用の許可等を受ける団体を構成する者の一部又は全部が金銭等を徴収し、事業を行う場合（使用の許可等を受ける団体を構成する者の一部又は全部が当該団体を構成する者のために金銭等を徴収し、講師等を招く場合を除く。）
 - (3) 法人 株式会社、各士業法に基づく法人（監査法人、税理士法人等）その他の営利法人（社会福祉法人、学校法人、国立学校法人、NPO法人、一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人、医療法人、商工会議所、協同組合その他の非営利法人以外のもの）である場合
- 2 1において、営利を目的とする事業を行うものでないものは、住所、勤務先又は通学先が市内であることを確認する（証明等を行うことができない場合は、市民等以外の料金とする。）。
 - (1) 個人
 - ア 本市に住所を有する者 免許証、健康保険証等で市内に住所を有することを証明するものを提示
 - イ 本市に勤務する者 社員証、職員証等で市内に住所を有する事業所に勤務することを証明するものを提示
 - ウ 本市に通学する者 学生証等で市内の学校等に通学していることを証明するものを提示
 - (2) 団体（その構成する者の半数以上が(1)に該当する者である団体） 名簿等で団体を構成する者の半数以上が(1)に該当する者であることを証明するものを提示。その際、手続者の免許証、健康保険証等を提示させ本人確認を行う。また、名簿に記載する内容は、氏名及び住所（〇〇町〇丁目まで）、勤務先事業所名又は学校名のいずれかとする。
 - (3) 法人 社員証、職員証等で市内に事務所又は事業所が存在することを証明するものを提示。その際、手続者の免許証、健康保険証等を提示させ本人確認を行う。
- 3 使用者登録等を受けたものが使用する場合は、使用等の目的により、1に掲げる営利を目的とする事業を行うものに該当しないことを口頭により確認する。

【参考】市川市使用料条例

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 市民等 公の施設を使用するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利を目的とする事業を行うものを除く。

ア 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者

イ その構成する者の半数以上がアに掲げる者である団体（法人を除く。）

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人

(3) 市民等以外の者 公の施設を使用するもので、市民等以外のものをいう。

(公の施設の使用に係る使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を使用するものは、当該公の施設の使用の時間等に応じ、当該各号に定める別表の規定により算出した額に消費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1)～(16) (略)

2 前項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、当該公の施設の1時間当たりの額に100分の50を乗じて得た額とする。

3・4 (略)